



## 第4章 施策の推進



### 1 生活支援

---

---

#### 現状と課題

アンケート調査の結果では、約8割の障がいのある人が今後も自宅やグループホームでの生活を望んでいます【70頁参照】。また、家族へのアンケート調査の結果でも、今後も家族の介助や障がい福祉サービスを受けながら、自宅で支援することへの意向が約7割となっており、自宅で障がいのある人と家族が安心して暮らせる支援が求められています【71頁参照】。

障がいのある人が生活する上で支援がなくて困っていることでは、「急に体調が悪くなったときの対応」の割合が約2割となっています【72頁参照】。また、家族へのアンケート調査の結果では、支援に負担を感じている人も5割を超えており【73頁参照】、具体的には「心身が疲れる」が約5割、「必要な時に他の人に支援を頼めない」が約3割となっています【74頁参照】。

一方、家族へのアンケート調査の結果では、サービスの内容や利用方法について「あまり知らない」と「知らない」の合計が約5割となっていますので、サービスについて周知し、適切な利用につなげていくことが求められています【75頁参照】。

サービスの利用につなげるためには、相談支援の役割が重要です。アンケート調査の結果では、障がい者生活支援センター、基幹相談支援センター等の相談機関については、「知っている」が約2割【76頁参照】、「利用したことがある」が約1割であり【77頁参照】、依然として低くなっています。利用者の満足度は約7割と高いため、周知・啓発し活用を促していくことが必要です【78頁参照】。

2017（平成29）年3月現在、計画相談支援、障がい児相談支援を利用した人の割合は約2割となっており、適切なサービス利用の観点からも、計画相談支援事業所の不足を解消するための働きかけや、計画相談の利用促進に向けたより一層の取り組みの推進が必要です。

また、障がいのある人が高齢になり介護サービスを利用する際には、スムーズに移行できるように、相談支援専門員と介護支援専門員（ケアマネージャー）の一層の連携が必要となります。

## 基本的方向

障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、サービスの提供体制や相談支援体制の充実、その周知を図ります。そのため、事業所等の拡充など量の確保と、人材の育成等の質の向上に取り組みます。

- ① 障がい福祉サービスの充実                      ② 地域生活支援事業の充実  
③ 自立した生活を支えるサービスの推進

## 成果目標

	項目	2016（H28）年度 実績値	2020年度 目標値
1	施設入所者数	181人	162人
2	施設入所からグループホームなどへ移行する人の数（2005（H17）年度からの累計）	43人	96人
3	相談支援専門員の数	21人	40人
4	サービス等利用計画※を作成した人のうち、計画相談支援・障がい児相談支援を利用した人の割合	21.2%	100%
5	障がい者生活支援センターを知っている人の割合	51.3%	70%
6	家族が介助を負担に感じている人の割合	57.1%	45%

※サービス等利用計画には、セルフプランも含まれます。

## 具体的施策

◎は新規の取り組みです

基本的方向	施策	取り組み
① 障がい福祉サービスの充実	ア 居宅介護、生活介護等の事業拡大や受け入れ体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、指導します。</li> <li>障がい者福祉施設整備補助を行います。</li> <li>地域自立支援協議会でサービスの量的・質的な調査を実施します。</li> </ul>
	<b>重点</b> イ 計画相談支援の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画相談支援を周知します。</li> <li>基幹相談支援センター及び障がい者生活支援センターによる指定特定相談支援事業所への助言を行います。</li> <li>相談支援専門員の増員を積極的に進めます。</li> <li>地域自立支援協議会で利用促進の方法を協議し、進捗管理を行います。</li> </ul>
	ウ 居宅介護、生活介護等の専門的人材の育成・確保及び質的向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、指導します。</li> <li>地域自立支援協議会で講演会や研修会を実施します。</li> </ul>

基本的方向	施策	取り組み
	エ 居宅介護、生活介護等の医療的ケアを行うことができる人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護職員等に対する<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等研修の参加を促します。</li> </ul>
	オ 居宅介護、生活介護等の指定基準遵守及び利用者のニーズの聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、指導します。</li> <li>地域自立支援協議会で利用者のニーズ調査を実施します。</li> </ul>
	カ 地域移行支援、地域定着支援の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関と連携し、地域移行支援の利用を促進します。</li> <li>地域定着支援の利用を促進します。</li> </ul>
	キ 地域生活支援拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所など関係機関と連携し地域生活支援拠点を整備します。</li> </ul>
	ク 共生型サービスの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人が介護サービス移行後も使い慣れた事業所においてサービスを利用できるように支援します。</li> </ul>
② 地域生活支援事業の充実	ア 意思疎通支援、日常生活用具給付事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所に手話通訳者を設置します。</li> <li>医療機関などへ手話通訳者や要約筆記者を派遣します。</li> <li>日常生活用具の対象品目等の拡充について検討します。</li> </ul>
	イ 移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援、訪問入浴（以下「地域生活支援サービス」といいます。）の事業の拡大や受け入れ体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活支援事業所への実地指導を行います。</li> <li>地域自立支援協議会でサービスの量的・質的な調査を実施します。</li> <li>精神障がいに対応した地域活動支援センターの拡充について検討します。</li> </ul>
	ウ 地域生活支援サービスの専門的人材の育成・確保及び質的向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活支援事業所への実地指導を行います。</li> <li>地域自立支援協議会で講演会や研修会を実施します。</li> </ul>
	エ 地域生活支援サービスの医療的ケアを行うことができる人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護職員等に対する<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等研修の参加を促します。</li> </ul>
	オ 地域生活支援サービスの指定基準遵守及び利用者のニーズの聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活支援事業所への実地指導を行います。</li> <li>地域自立支援協議会で利用者のニーズ調査を実施します。</li> </ul>
	カ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの相談員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県社会福祉協議会等の研修の参加を促します。</li> <li>事業者間研修を実施します。</li> </ul>
	キ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報及びホームページに掲載します。</li> <li>障がい福祉サービスガイドで周知します。</li> <li>基幹相談支援センター等で家族向けの交流・学習の機会を提供します。</li> </ul>

重点

基本的方向	施策	取り組み
③ 自立した生活を支えるサービスの推進	ア 各種手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉応援券を支給します。</li> <li>・外国人重度障がい者福祉手当を支給します。</li> </ul>
	イ 日常生活支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を支援します。</li> <li>・寝具乾燥サービスを実施します。</li> <li>・車いすの貸出を実施します。</li> <li>・配食サービスの利用を助成します。</li> <li>・緊急通報システムを設置します。</li> <li>・さわやか収集事業を実施します。</li> </ul> ◎ヘルプマークの導入について検討します。 ◎ヘルプカードを配布します。
	ウ 交通費等の一部助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かすがいシティバスの利用者・付添人の運賃を減免します。</li> <li>・勝川駅前地下駐車場、勝川駅南口立体駐車場の料金を減免します。</li> </ul>
	エ 医療費の助成と健康診断書料の一部助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険適用後の入院、通院医療費を助成します。</li> <li>・福祉サービスを利用する際に必要な健康診断書料を一部助成します。</li> </ul>
	オ 盲導犬、介助犬、聴導犬などの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいに関するマークのパネル展示を行います。</li> <li>・イベント等でのPRを行います。</li> </ul>
	カ 障がい者相談員の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者相談員を設置します。</li> </ul>
	キ 宿泊体験の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホームなどの体験利用を支援します。</li> </ul>
	ク 居場所づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の居場所・交流の場づくり事業を実施します。</li> </ul>

障がい福祉サービス・相談支援の活動指標

区分	単位/月	実績		活動指標		
		2015(H27)年度	2016(H28)年度	2018(H30)年度	2019(H31)年度	2020年度
訪問系サービス						
居宅介護	人	293	314	335	346	357
	時間	5,726	6,107	6,530	6,745	6,967
重度訪問介護	人	11	9	11	12	13
	時間	744	747	770	840	910
同行援護	人	23	28	32	34	36
	時間	223	366	416	442	468
行動援護	人	20	22	23	24	25
	時間	231	238	253	264	275
重度障がい者等包括支援	人	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0
日中活動系サービス						
生活介護	人	505	528	563	581	600
	延べ日数	10,117	10,462	10,695	11,044	11,405
自立訓練(機能訓練)	人	0	3	4	4	4
	延べ日数	0	52	68	68	68
自立訓練(生活訓練)	人	5	6	7	8	9
	延べ日数	85	76	98	112	126
就労移行支援	人	37	60	71	78	85
	延べ日数	630	917	1,184	1,294	1,414
就労継続支援(A型)	人	197	233	253	263	273
	延べ日数	3,880	4,670	5,060	5,260	5,460
就労継続支援(B型)	人	349	393	453	483	513
	延べ日数	6,364	7,262	8,607	9,177	9,747
自立生活援助	人	-	-	3	3	3
就労定着支援	人	-	-	8	9	10
療養介護	人	14	19	21	22	23
居住系サービス						
短期入所(福祉型)	人	(医療型含む) 97	97	104	132	141
	延べ日数	(医療型含む) 623	599	632	670	718
短期入所(医療型)	人	(福祉型含む) 97	6	6	8	9
	延べ日数	(福祉型含む) 623	27	28	30	32
共同生活援助	人	132	139	155	165	175
施設入所支援	人	175	181	178	170	162
相談系サービス						
計画相談支援	人	67	91	160	343	490
地域移行支援	人	0	0	2	2	2
地域定着支援	人	0	0	1	1	1

※各年度の活動指標は、1か月当たりでそのサービスを利用する人の数とその時間又は日数です。

## 地域生活支援事業の見込み量

区分		単位/年	実績		見込み量		
			2015(H27)年度	2016(H28)年度	2018(H30)年度	2019(H31)年度	2020年度
障がい者 相談支援 事業	事業所数	か所	5	5	5	5	5
	相談員数	人	12	12	12	12	12
	相談件数	件	9,435	11,053	12,137	12,740	13,332
成年後見制度利用支援事業		人	6	4	6	7	8
意思疎通 支援事業	手話通訳者窓口設置	人	1	1	1	1	1
	手話通訳者派遣	件	467	412	435	446	457
	要約筆記者派遣	件	10	9	10	10	11
移動支援事業		人	260	243	251	254	258
		時間	23,087	23,410	24,070	24,407	24,749
地域活動 支援センタ ー事業	事業所数(市内)	か所	10	12	15	16	17
	事業所数(市外)	か所	5	6	6	6	6
	利用人数	人	224	250	289	304	319
日中一時支援事業		人	134	107	110	115	120
		回	4,564	4,162	4,180	4,370	4,560
訪問入浴サービス事業		回	1,312	1,321	1,356	1,374	1,392
日常生活 用具給付 事業	介護・訓練支援用具	件	16	21	23	24	25
	自立生活支援用具	件	62	45	55	58	61
	在宅療養等支援用具	件	41	74	89	94	99
	情報・意思疎通支援用具	件	33	44	45	54	64
	排泄管理支援用具	件	6,078	6,434	7,066	7,405	7,761
	居住生活動作補助用具	件	7	13	14	15	16
	合計	件	6,237	6,631	7,292	7,650	8,026
自動車運転免許取得助成		件	5	3	4	5	6
自動車改造助成		件	7	7	8	9	10

※各年度の見込み量において、人数はその年度におけるそのサービスを利用する人の実人数、時間は年間利用時間、件数は年間の合計件数です。

※活動指標とは、成果目標を達成するために、指標となる数値（活動量）を定めたものです。少なくとも年1回は、実績を把握して、計画の達成状況等の分析・評価を行います。

※計画相談支援については、月平均の利用する人の数（年間の総利用者数を算出し12か月で除した値）です。

計画相談支援の利用実人数は、それぞれ

【2015（H27）年度実績】312人      【2016（H28）年度実績】416人

【2018（H30）年度】758人      【2019（H31）年度】1,484人

【2020年度】2,068人です。

※活動指標を定めるに当たり、2020年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を次のとおり決めました。

59人

## 2 障がい児の支援

### 現状と課題

児童福祉法の改正により、障がい児福祉計画の策定が義務づけられました。これにより、児童発達支援センターを中心とした地域の体制強化や、医療的ニーズへの対応を目指した関係機関の協議の場の設置など、障がいのある子どもへの支援について、今後いっそう充実していくことが求められています。

障がいのある子どもについては、発達障がいなど手帳を所持せずサービスを利用している子どもも多いため、制度やサービスについて適切な情報提供を行うことが求められますが、アンケート調査の結果では、障がいのある子どもが児童発達支援を利用するきっかけは、「乳幼児健康診査」と「児童相談センターや市の発達相談などの窓口からの紹介」の合計の割合が5割と高くなっています【79 頁参照】。こうしたことから、今後も担当部署が連携して進めていくことが大切です。

また、個別のサービスについては「放課後等デイサービス」の利用意向が約6割と特に高く、実績でも大きく伸びています【80 頁参照】。今後も事業所が提供するサービスの質の向上を図りながら、幅広い受け皿を確保していくことが求められています。

### 基本的方向

障がいのある子どもの多様なニーズに対応するサービスの量的・質的な充実を図ります。また、障がいのある子どもへのサービスの適切な利用を促すため、保護者へ一層の情報提供を行います。

- ① 障がい児支援の充実
- ② 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減
- ③ 教育環境の充実
- ④ 障がい福祉教育の充実
- ⑤ 権利擁護の推進

## 成果目標

	項目	2016（H28）年度 実績値	2020年度 目標値
1	障がい児支援利用計画※を作成した人のうち、障がい児相談支援を利用した人の割合	13.8%	100%
2	サポートブックの利用者の数	69人	150人
3	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の数	5事業所	8事業所
4	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	1事業所	4事業所

※障がい児支援利用計画には、セルフプランも含まれます。

## 具体的施策

◎は新規の取り組みです

基本的方向	施策	取り組み
<b>① 障がい児支援の充実</b> <span style="background-color: #f8d7da; padding: 2px;">重点</span>	ア 児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援、保育所等訪問支援等の事業拡大や受け入れ体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所への実地指導を行います。</li> <li>◎重症心身障がい児に対応可能な事業所を確保します。</li> <li>・地域自立支援協議会でサービスの量的、質的な調査を実施します。</li> <li>・保育所等訪問支援の利用を促進します。</li> </ul>
	イ 障がい児相談支援の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児相談支援を周知します。</li> <li>・基幹相談支援センター及び障がい者生活支援センターによる指定障がい児相談支援事業所への助言を行います。</li> <li>・相談支援専門員の増員を積極的に進めます。</li> <li>・地域自立支援協議会で利用促進の方法を協議し、進捗管理を行います。</li> </ul>
	ウ 児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援、保育所等訪問支援等の専門的人材の育成・確保及び質的向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所への実地指導を行います。</li> <li>・地域自立支援協議会で講演会や研修会を実施します。</li> <li>・愛知県の障害児等療育支援事業に協力します。</li> </ul>
	エ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの相談員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県社会福祉協議会等の研修の参加を促します。</li> <li>・地域自立支援協議会において事例検討や学習会を開催します。</li> </ul>
	オ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報及びホームページに掲載します。</li> <li>・障がい福祉サービスガイドで周知します。</li> <li>・基幹相談支援センター等で家族向けの交流・学習の機会を提供します。</li> </ul>



基本的方向	施策	取り組み
	カ サポートブックの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>サポートブックの見直しを行い、積極的な活用を促進します。</li> <li>保育園、幼稚園、小中学校、特別支援学校へ周知します。</li> </ul>
	キ 児童発達支援センターを拠点とした支援体制づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童発達支援センターを中核とした支援体制を構築します。</li> <li>児童発達支援センターの必要数について検討します。</li> </ul>
	ク 特別支援保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援保育の体制を整備します。</li> </ul>
	ケ 特別支援保育児童の巡回相談・指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨床心理士による保育士と保護者への巡回指導を行います。</li> <li>特別支援保育児童の巡回相談を実施します。</li> </ul>
	コ 保育士の知識や技術の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援保育についての関係研修を開催します。</li> <li>愛知県の障害児等療育支援事業に協力します。</li> </ul>
	サ 放課後児童健全育成事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能な範囲で障がいのある児童の受け入れを行います。</li> </ul>
	シ ことばの教室の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>ことばの発達などに問題や不安を抱える子どもの指導や相談を実施します。</li> </ul>
	ス 地域での早期療育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>療育についての理解を深める講座を開催します。</li> <li>愛知県の障害児等療育支援事業に協力します。</li> </ul>
	セ 医療的ケア児への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。</li> </ul>
② 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減	ア 各種健診の受診促進と各種検査、保健指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児健康診査を実施します。</li> <li>新生児聴覚スクリーニングを実施します。</li> </ul>
	イ リハビリテーション事業等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>心理リハビリテーション事業を実施します。</li> <li>音楽療法を実施します。</li> <li>言語療法を実施します。</li> <li>作業療法を実施します。</li> </ul>
	ウ 発達や言語に心配のある子どもと親の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問指導を実施します。</li> <li>発達相談を実施します。</li> <li>相談しやすい環境づくりに努め、早期に療育につなげる支援を行います。</li> <li>軽度・中等度難聴児補聴器購入費等支給事業を実施します。</li> </ul>

基本的方向	施策	取り組み
③ 教育環境の充実 <div style="background-color: #f8d7da; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">重点</div>	ア 特別支援教育コーディネーターの質的向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 小中学校の特別支援教育コーディネーターのための研修を開催します。</li> <li>• 校内研修を実施します。</li> </ul>
	イ 特別支援教育支援員の配置の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 肢体不自由の特別支援学級へ介助員を配置します。</li> <li>• 通常学級へ特別支援教育支援員を配置します。</li> </ul>
	ウ 未就学児の就学相談、児童・生徒の教育支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 未就学児の就学相談活動を教育研究所の就学支援員が実施します。</li> <li>• 未就学児の就学を就学支援委員会が保護者と一緒に取り組みます。</li> <li>• 児童・生徒の就学を校内教育支援委員会、就学支援委員会が保護者と一緒に取り組みます。</li> <li>• 愛知県教育委員会や特別支援学校などの実施する教育相談を紹介します。</li> <li>• 教育委員会に社会福祉士等の資格を有するスクール・ソーシャルワーカーを配置します。</li> </ul>
	エ 学校への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 愛知県障害児等療育支援事業の学校での実施に協力します。</li> </ul>
	オ 特別支援教育連携協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 特別支援教育連携協議会の設置を進めます。</li> </ul>
④ 障がい福祉教育の充実	ア 障がい福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校が実施する福祉体験学習に社会福祉協議会が機材の貸出や講師を派遣することを通して支援します。</li> </ul>
	イ 交流学习などの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 通常学級と特別支援学級、特別支援学級間の交流及び共同学習を開催します。</li> <li>• 小中学校と特別支援学校の交流を行います。</li> <li>• けやきの子運動会、けやきの子作品展を開催します。</li> <li>• 障がいのある子どもと地域の子どもや地域の住民との相互交流を、居住地校交流等を通して行います。</li> </ul>
⑤ 権利擁護の推進	ア 障がい者虐待防止に関する関係機関との連携強化や相談体制の整備、啓発等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障がい者虐待防止センターを周知します。</li> <li>• 高齢者・障がい者虐待防止連絡会議を開催します。</li> <li>• 虐待対応時の一時保護に関する協定を施設と締結します。</li> <li>• 啓発チラシにより周知します。</li> <li>• 講演会を開催します。</li> <li>• 障がい者週間や市のイベント等で障がい者虐待防止ホットラインについて周知します。</li> <li>• 子ども・若者総合支援地域協議会要保護児童対策部会実務者会議を開催します。</li> </ul>

## 障がい児通所支援・相談支援の活動指標

区分	単位/月	実績		活動指標		
		2015(H27)年度	2016(H28)年度	2018(H30)年度	2019(H31)年度	2020年度
児童発達支援	人	272	300	341	364	388
	延べ日数	1,915	2,072	2,390	2,550	2,720
医療型児童発達支援	人	2	3	3	4	5
	延べ日数	13	13	13	18	22
放課後等デイサービス	人	398	432	523	575	633
	延べ日数	5,323	6,309	7,322	8,050	8,862
保育所等訪問支援	人	0	2	4	5	6
	延べ日数	0	2	10	12	14
居宅訪問型児童発達支援	人	—	—	10	11	12
	延べ日数	—	—	40	44	48
障がい児相談支援	人	23	30	64	98	302
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人	—	—	1	1	1

※各年度の活動指標は、1か月当たりで、そのサービスを利用する人の数とその時間又は日数です。

※活動指標とは、成果目標を達成するために、指標となる数値（活動量）を定めたものです。少なくとも年1回は、実績を把握して、計画の達成状況等の分析・評価を行います。

※障がい児相談支援については、月平均の利用する人の数（年間の総利用者数を算出し12か月で除した値）です。

障がい児相談支援の利用実人数は、それぞれ

【2015（H27）年度実績】93人      【2016（H28）年度実績】119人  
 【2018（H30）年度】256人      【2019（H31）年度】390人  
 【2020年度】1,209人です。

※障がいのある子ども子ども・子育て支援等の利用ニーズ

保育所：343人      認定こども園：10人      放課後児童健全育成事業：140人

## 3 保健・医療

### 現状と課題

アンケート調査の結果では、医療での困りごとについて、約5割を占める「特に困ったことはない」を除き、知的障がいのある人、精神障がいのある人で「障がい（疾病）のため症状を正確に伝えられない」の割合がいずれも約3割、難病患者、精神障がいのある人で「医療費の負担が大きい・できない」がそれぞれ約3割、約2割と高くなっています【81頁参照】。

また、精神障がいのある人の退院、社会復帰を促進するためには、地域生活を支える環境の整備が必要です。国では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めることとしており、保健・医療・福祉関係者による協議の場をつくることが求められています。

さらに、健康診断や心身の健康相談、リハビリテーションなどにより障がいの原因となる病気の予防や軽減につなげていくことも大切です。

### 基本的方向

精神障がいのある人や難病患者など、障がいや疾病のある様々な人が地域で暮らしていけるよう適切な医療を受けることができる体制づくりを進めます。

また、保健・医療について適切なサービスの提供を図り、障がいの原因となる病気の発生の予防や重度化の防止を図ります。

- ① 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減
- ② 精神保健福祉施策の推進
- ③ 難病施策の推進

## 成果目標

	項目	2016（H28）年度 実績値	2020年度 目標値
1	日中活動系サービスの支給決定を受けている精神障がいのある人の数	324人	500人
2	精神障がいのある人を対象とした居場所*を提供する事業の実施か所数	5か所	8か所
3	特定健康診査の受診率	36.1%	43%

※障がい福祉サービス及び地域生活支援事業を除きます。

## 具体的施策

◎は新規の取り組みです

基本的方向	施策	取り組み
① 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減	ア 各種健診の受診促進と各種検査、保健指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査を実施します。</li> <li>・特定保健指導を実施します。</li> <li>・後期高齢者健康診査を実施します。</li> <li>・乳幼児健康診査を実施します。</li> <li>・新生児聴覚スクリーニングを実施します。</li> <li>・市民健康づくり講座や出前講座を実施します。</li> </ul>
	イ メンタルヘルス相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メンタルヘルス相談を実施します。</li> <li>・ゲートキーパー養成講座を開催します。</li> <li>・こころの健康について知識の普及啓発を行います。</li> <li>・自殺予防対策ネットワーク会議を開催します。</li> </ul>
	ウ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の啓発文を健康ガイドやホームページに掲載します。</li> </ul>
	エ リハビリテーション事業等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心理リハビリテーション事業を実施します。</li> <li>・音楽療法を実施します。</li> <li>・言語療法を実施します。</li> <li>・作業療法を実施します。</li> </ul>
	オ 発達や言語に心配のある子どもと親の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問指導を実施します。</li> <li>・発達相談を実施します。</li> <li>・相談しやすい環境づくりに努め、早期に療育につなげる支援を行います。</li> <li>・軽度・中等度難聴児補聴器購入費等支給事業を実施します。</li> </ul>

基本的方向	施策	取り組み
② 精神保健福祉施策の推進	ア 社会復帰の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基幹相談支援センターや障がい者生活支援センターによる相談支援を行います。</li> <li>・ グループ活動を支援します。</li> <li>・ 障がい者の居場所・交流の場づくり事業を実施します。</li> <li>・ 地域定着支援の利用を促進します。</li> </ul> ◎保健・医療・福祉関係者による地域包括ケアシステムの協議の場を設置します。
	イ 退院の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターや医療機関と連携した退院支援を行います。</li> <li>・ 基幹相談支援センターで福祉サービス事業者及び市民を対象に精神障がいのある人の地域移行に関する研修会を開催します。</li> <li>・ 医療機関と連携し、地域移行支援の利用を促進します。</li> </ul>
	ウ 医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療保険適用後の入院、通院医療費を助成します。</li> </ul>
③ 難病施策の推進	ア 障がい福祉サービスの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報及びホームページに掲載します。</li> <li>・ 障がい福祉サービスガイドで周知します。</li> </ul>
	イ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの周知及び保健所との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報及びホームページに掲載します。</li> <li>・ 障がい福祉サービスガイドで周知します。</li> <li>・ 保健所との連携を強化します。</li> </ul>

## 4 教育、文化芸術活動・スポーツ等

### 現状と課題

アンケート調査の結果では、現在の障がいのある子どもの主な日中の居場所は「特別支援学校（小・中・高等部）」の割合が2割を超え最も高く、次いで「小・中学校の特別支援学級」が約2割となっています【82 頁参照】。通所・通園・通学している子どもが困っていることとしては「特にない」、「その他」を除くと、「先生の理解が足りない」、「授業や活動についていけない」がいずれも1割を超えています【83 頁参照】。

また、障がいのある子どもの支援について充実させてほしいことは、「障がいの程度・内容にあった教育・療育の機会」が約5割、「進学相談・進路指導」が約4割となっています【84 頁参照】。障がいのある子どもにとって教育環境が適していない可能性があり、障がいの特性に応じた支援が必要となっています。一方、手帳を所持していない子どもでは「保護者が気軽に相談できる機会」を求める割合が約5割と高くなっており、相談できる場所についての情報提供が必要とされています【84 頁参照】。

障がいのある子どもが地域の学校で教育を受けるには、教員はもちろん、児童、生徒の障がいに対する理解が必要です。アンケート調査の結果では、障がいの理解に求められる取り組みについて、障がいのない人では「学校における児童、生徒の障がいへの理解を促す教育」が約8割と最も高く、幼少期から障がいについて、教育や交流を通じて学ぶ機会を提供することが必要とされています【85 頁参照】。

文化芸術活動・スポーツについては、アンケート調査の結果では、障がいのある人の余暇の過ごし方は「テレビを見る」が約6割と最も高くなっています【86 頁参照】。一方、今後の過ごし方の意向については、「旅行をする」、難病患者では特に「運動をする」が現状よりも高くなっています【87 頁参照】。国では、生涯にわたって障がいのある人が教育、文化、スポーツなどの様々な機会に参加できるよう、関係機関との連携や体制整備を進めることとしています。本市においても、障がいのある人のスポーツ活動や文化活動への参加を支援していくことが求められています。

### 基本的方向

障がいのある子どもが個々の特性にあった教育を障がいのない子どもとともに受け、のびのびと成長できるよう、今後も教育環境を充実します。また、教職員の障がいに対する知識を深めることや、障がいの有無に関わらず一緒に教育を受けられる機会を設けることで、教育現場における障がいについての理解促進を図ります。

障がいのある人の生きがいのある暮らしや余暇活動の支援として、スポーツ活動や文化活動等に参加できる体制づくりや機会の充実を図ります。

① 教育環境の充実

② 障がい福祉教育の充実

③ スポーツ・レクリエーション活動の推進

④ 文化芸術活動の推進

## 成果目標

	項目	2016（H28）年度 実績値	2020年度 目標値
1	福祉文化体育館を利用した障がいのある人の数	7,804人	10,000人
2	講演会等における手話通訳者の派遣件数	24件	36件

## 具体的施策

◎は新規の取り組みです

基本的方向	施策	取り組み
① 教育環境の 充実	ア 特別支援教育コーディネーターの質的向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校の特別支援教育コーディネーターのための研修を開催します。</li> <li>校内研修を実施します。</li> </ul>
	イ 特別支援教育支援員の配置の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>肢体不自由の特別支援学級へ介助員を配置します。</li> <li>通常学級へ特別支援教育支援員を配置します。</li> </ul>
	ウ 未就学児の就学相談、児童・生徒の教育支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>未就学児の就学相談活動を教育研究所の就学支援員が実施します。</li> <li>未就学児の就学を就学支援委員会が保護者と一緒に取り組みます。</li> <li>児童・生徒の就学を校内教育支援委員会、就学支援委員会が保護者と一緒に取り組みます。</li> <li>愛知県教育委員会や特別支援学校などの実施する教育相談を紹介します。</li> <li>教育委員会に社会福祉士等の資格を有するスクール・ソーシャルワーカーを配置します。</li> </ul>
	エ 学校への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県障害児等療育支援事業の学校での実施に協力します。</li> </ul>
	オ 特別支援教育連携協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育連携協議会の設置を進めます。</li> </ul>
	カ サポートブックの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>サポートブックの見直しを行い、積極的な活用を促進します。</li> <li>保育園、幼稚園、小中学校、特別支援学校へ周知します。</li> </ul>
	② 障がい福祉教育の充実	ア 障がい福祉教育の推進



基本的方向	施策	取り組み
	イ 交流学习などの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 通常学級と特別支援学級、特別支援学級間の交流及び共同学習を開催します。</li> <li>• 小中学校と特別支援学校の交流を行います。</li> <li>• けやきの子運動会、けやきの子作品展を開催します。</li> <li>• 障がいのある子どもと地域の子どもや地域の住民との相互交流を、居住地校交流等を通して行います。</li> </ul>
③ スポーツ・レクリエーション活動の推進	ア 成績優秀者の顕彰	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国際的及び全国的規模のスポーツ大会で優秀な成績をおさめた人に春日井市スポーツ賞を交付し、顕彰します。</li> </ul>
	イ 福祉文化体育館（サン・アビリティーズ春日井）での各種事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障がい者スポーツ教養文化講座を開催します。</li> <li>• 「交流の日」事業を実施します。</li> </ul>
	ウ 利用料金の減免	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 温水プールなどの利用料金を減免します。</li> </ul>
	エ レクリエーション活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地区社会福祉協議会が実施する高齢者や障がいのある人が参加できる共生サロンの開催を支援します。</li> </ul>
④ 文化芸術活動の推進	ア 手話通訳者、要約筆記者の派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 講演会や展覧会などに手話通訳者、要約筆記者を派遣します。</li> </ul>
	イ 各種講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 手とり足とりパソコン講座を開催します。</li> <li>• 実践パソコン講座を開催します。</li> <li>• 障がいの特性に配慮した講座を開催します。</li> </ul>
	ウ 創作活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障がい者作品展を開催します。</li> <li>• 障がい者週間啓発事業を実施します。</li> </ul>
	エ 図書の実と読書サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 録音図書、点字図書を製作します。</li> <li>• ボランティアによる対面読書を行います。</li> <li>• 図書無料郵送貸出を実施します。</li> <li>• 音訳技術講習会を開催します。</li> <li>• 音訳デジタル録音技術講習会を開催します。</li> </ul> <p>◎大活字図書、DAISY 図書を日常生活用具の対象として検討します。</p>
	オ ボランティアなど人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 点訳奉仕員養成講座を開催します。</li> <li>• 「聞こえ」のボランティア養成講座を開催します。</li> <li>• 手話奉仕員養成講座を開催します。</li> <li>• 読み書き（代筆・代読）情報支援員養成講座を開催します。</li> </ul>

## 5 雇用・就業、経済的自立の支援

### 現状と課題

アンケート調査の結果では、障がいのある人の就労状況について、正社員、パート・アルバイト、自営業のいずれかで働いている人は、身体障がいのある人（65歳未満）で約4割、知的障がいのある人、精神障がいのある人でいずれも約2割、難病患者で約5割となっています【88頁参照】。

障がいのある人で就労していない人は、身体障がいのある人（65歳未満）で約4割、知的障がいのある人で約3割、精神障がいのある人で約5割、難病患者で約2割と、精神障がいのある人で高くなっています【88頁参照】。働いていない理由としては、「障がいのため仕事ができる状態でない」の割合が約5割と高くなっていますが、一方で「仕事が見つからない」人もいるため、対策を講じる必要があります【89頁参照】。今後働きたいと思う人は、精神障がいのある人、難病患者でいずれも約6割と高く、また、全体的に3年前よりも就労意欲が高くなっています【90頁参照】。

また、就労や就労定着に向けた具体的な支援としては、「障がい（病状）に応じて短時間の就労などができること」が身体障がいのある人で約3割、精神障がいのある人、難病患者でいずれも約4割と高く、「職場の人たちが障がい（病状）のことを理解すること」が知的障がいのある人、精神障がいのある人、難病患者でいずれも約3割とそれぞれ高くなっており、柔軟な働き方や、障がいや病状への理解が求められています【91頁参照】。

仕事への不安については「特になし」を除くと、知的障がいのある人では、「いつ職場をやめさせられるか不安である」が約4割、精神障がいのある人、難病患者、身体障がいのある人では、「収入・手当が少ない」がそれぞれ5割、約3割、約2割と最も高くなっており、不安を解消する取り組みが求められています【92頁参照】。本市では、障がい者就業・生活支援センターで職場の障がい理解等の支援を行っていますが、認知度は知的障がいのある人で約4割、その他の障がいのある人では6割以上の人が「知らない、聞いたことがない」となっています【93頁参照】。存在や機能を周知し、活用を促進していく必要があります。

知的障がいのある人では、訓練施設、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、生活介護や地域活動支援センター等の福祉的就労をしている人も約4割と他の障がいのある人と比べて高くなっています【88頁参照】。障がいのある人が、その特性に応じて多様な福祉的就労の場を選択できることが求められています。

### 基本的方向

障がいのある人が障がいの特性や意向にあわせて就労が可能となるよう、関係機関と連携し、就労に関するきめ細かな支援を行います。また、多様な雇用の場が確保できるよう、民間企業への働きかけや福祉的就労の場の拡充等を進めます。

① 障がい者雇用の促進

② 福祉的就労の充実

## 成果目標

	項目	2016（H28）年度 実績値	2020年度 目標値
1	福祉施設*を退所し、一般就労した人の数（年間一般就労移行者数）	36人	54人
2	就労移行支援事業の利用者数	60人	85人
3	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	20%	50%
4	障がい者就労施設等からの物品等の調達額	2,764千円	5,000千円
5	就労継続支援（B型）の平均月額工賃	13,562円	20,000円
6	就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率	—	80%

※福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の各事業を行う事業所をいいます。

## 具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 障がい者雇用の促進	ア 雇用や就労の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等を紹介します。</li> <li>障がいのある人を市役所の正規職員や臨時職員として採用します。</li> <li>一般企業の受け皿拡大や充実を図ります。</li> <li>地域自立支援協議会で雇用等の促進方法について検討します。</li> </ul>
	イ 相談支援や情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域自立支援協議会が作成した「はたらくためのガイドブック」を周知します。</li> <li>ハローワークとの連携を強化します。</li> <li>ジョブコーチの活用を促進します。</li> <li>障がい者就業・生活支援センターとの連携を強化します。</li> </ul>
	ウ 障がい者就労施設からの物品等調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労継続支援事業所等を紹介します。</li> <li>障害者優先調達推進法に基づき、毎年度調達方針を作成し周知します。</li> <li>調達実績をホームページで公表します。</li> </ul>
② 福祉的就労の充実	ア 施設整備の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者福祉施設整備補助を行います。</li> </ul>
	イ 障がいのある人が作った物品の販売促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>元気ショップを実施します。</li> </ul>
	ウ 工賃等の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所への実地指導を行います。</li> <li>就労継続支援事業所等を紹介します。</li> <li>市の委託業務等と就労継続支援事業所とのマッチングを行います。</li> <li>元気ショップを実施します。</li> </ul>

## 6 生活環境

### 現状と課題

アンケート調査の結果では、今後、特に充実すべきだと考える障がいのある人の施策について、身体障がいのある人では「公共施設、駅、デパートなどをバリアフリー化すること」の割合が約3割となっており、公共施設などのバリアフリー化の推進は引き続き必要とされています【94頁参照】。

障がいのある人の住まいについて、今後の暮らしの希望ではいずれも「自宅」が約5割から約9割と最も高く、知的障がいのある人では「グループホーム」も約2割と他の障がいのある人と比べて高くなっています【70頁参照】。障がいのある人が地域で暮らし続けられるよう、住環境の整備に対する支援が求められています。

### 基本的方向

障がいのある人が安心して生活を実現できるよう、道路や公共施設等のバリアフリー化を推進します。

また、障がいのある人やその家族の意向を考慮し、地域で快適に暮らせる多様な住環境を整備します。

① 福祉のまちづくりの推進

② 住環境の整備

## 成果目標

	項目	2016（H28）年度 実績値	2020年度 目標値
1	市営住宅のバリアフリー化率	58.2%	65%

※市営住宅総合再生計画で、2025年度の目標値を75%と定めています。

## 具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 福祉のまちづくりの推進	ア 歩道や公園の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会等の要望により歩道の段差解消を行います。</li> <li>公園を障がいのある人に配慮して整備します。</li> </ul>
	イ 駅や公共施設の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>拠点となる駅やその周辺を障がいのある人に配慮して整備します。</li> <li>市役所や出先機関を障がいのある人に配慮して整備します。</li> </ul>
	ウ 「かすがいシティバス」の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者・付添人の運賃を減免します。</li> </ul>
	エ 各種委員会や協議会等への委員登用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種委員会、協議会などの委員に福祉分野からの参画を進めます。</li> </ul>
② 住環境の整備	ア 住宅の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市営住宅総合再生計画に基づき住宅を整備します。</li> </ul>
	イ 住宅改修費の一部助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がいのある人の住宅改修費を一部助成します。</li> </ul>
	ウ グループホームの整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者福祉施設整備補助を行います。</li> </ul>

## 7 情報アクセシビリティ

### 現状と課題

アンケート調査の結果では、福祉などの情報を得る方法は、「市の広報」の割合が約4割と高く、「新聞・雑誌・一般図書」も約2割となっています。また、知的障がいのある人では「施設や事業所」も約4割と高くなっています【96頁参照】。家族へのアンケート調査の結果では、障がい福祉サービスの利用方法やサービスの内容について「知らない」と「あまり知らない」の合計が約5割となっています【75頁参照】。障がい福祉制度は複雑であり障がいのある人本人や家族にとって非常に分かりにくくなっているため、理解しやすいかたちでの情報提供が必要です。

障がいのある人の意思疎通については、本市では手話通訳者や要約筆記者の派遣、ボランティアの育成等を行っています。今後も障がいのある人が円滑に意思疎通できるよう、人材の育成・確保をしていくことが求められています。

### 基本的方向

障がいの特性に合った情報提供や意思疎通支援ができるよう、多様な情報媒体による発信やコミュニケーションツールの充実、ボランティア等の人材育成を図ります。

① 情報提供の充実

② 意思疎通支援の充実

## 成果目標

	項目	2016（H28）年度 実績値	2020年度 目標値
1	手話通訳者の派遣件数	412件	500件

## 具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 情報提供の 充実	ア 制度やサービス内容の 周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページに掲載します。</li> <li>・障がい福祉サービスガイド等を作成し配布します。</li> </ul>
	イ 視覚障がいや聴覚障がい のある人などに配慮した 情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政情報サービス（ホームページなど）を行います。</li> <li>・声の広報かすがいを作成します。</li> <li>・声のかすがい市議会だよりを作成します。</li> <li>・音声コードの活用を促進します。</li> </ul>
	ウ 分かりやすい情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者団体から意見を聴取します。</li> </ul>
② 意思疎通支 援の充実	ア 手話通訳者の設置と手話 通訳者、要約筆記者の派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所に手話通訳者を設置します。</li> <li>・医療機関などへ手話通訳者、要約筆記者を派遣します。</li> </ul>
	イ 各種ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点訳奉仕員養成講座を開催します。</li> <li>・「聞こえ」のボランティア養成講座を開催します。</li> <li>・手話奉仕員養成講座を開催します。</li> <li>・読み書き（代筆・代読）情報支援員養成講座を開催します。</li> </ul>

## 8 防災・防犯

### 現状と課題

アンケート調査の結果では、災害時にひとりで避難できるかについて、知的障がいのある人で「ひとりでは避難できないと思う」の割合が約6割と高くなっています【97 頁参照】。一方で、災害時要援護者避難支援制度について、知っている人は1割前後と低くなっていますので、制度の必要性を周知することが求められています【98 頁参照】。

災害などの緊急事態に困ることについて、知的障がいのある人、障がいのある子どもで「どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい」がいずれも約7割と高く、身体障がいのある人、精神障がいのある人、難病患者で「一般の避難場所では、投薬や治療を受けることが難しい」がいずれも3割を超えており【99 頁参照】、障がいの特性に応じた配慮や備えが必要となります。

障がいのない人へのアンケート調査の結果では、災害時に障がいのある人の支援ができるかについて約5割の人が「できる」と回答しています【100 頁参照】。また、災害に備え地域で取り組むべきこととして、「近所での日頃からの協力体制づくり」が約4割と最も高く、支えあいの必要性を感じている人が多くなっています【101 頁参照】。今後、地域の住民が主体となった支え合いを進めていくことも大切です。

近年では、障がいのある人をねらった悪徳商法などの増加が見受けられます。障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、施設や地域での防犯体制の強化や、地域での障がいに対する理解促進、見守りの充実が求められています。

### 基本的方向

障がいのある人が安心、安全に生活ができるよう、防災訓練の実施、避難所の環境整備等、防災対策を充実します。

また、障がいのある人をねらった犯罪を防止できるよう、警察等と連携した注意喚起や、地域や関係機関等との日頃からの関係性づくりを進め、防犯体制を強化します。

- ① 防火・防災対策の充実
- ③ 見守り活動の充実

- ② 防犯対策の充実



## 成果目標

	項目	2016（H28）年度 実績値	2020年度 目標値
1	災害時要援護者避難支援制度を知っている人の割合	10.7%	50%
2	災害時要援護者名簿に登録したい人の割合	26.7%	40%
3	災害時要援護者名簿の登録者数	973人	1,500人

## 具体的施策

◎は新規の取り組みです

基本的方向	施策	取り組み
① 防火・防災対策の充実	ア 緊急時の情報提供・通信体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全安心情報ネットワークを活用します。</li> <li>保護者向け緊急メール配信サービスを活用して周知します。</li> </ul>
	イ 地域における災害時の支え合い、助け合いの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時要援護者支援マニュアル、災害時要援護者マップ作成マニュアルを区、町内会、自治会等に配布し活用を促します。</li> </ul>
	ウ 災害時要援護者避難支援制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防訓練等の場を活用して周知します。</li> </ul>
	エ 福祉施設における防火・防災訓練等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模福祉施設での消防訓練を実施します。</li> <li>小規模福祉施設関係者に対する講習会を開催します。</li> </ul>
	オ 災害に強い地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合防災訓練を実施します。</li> <li>防災講話を開催します。</li> <li>地域における防災マニュアル作成の手引きを配布します。</li> <li>地域の防災訓練への参加を促進します。</li> </ul>
	カ 避難所のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>スロープを設置します。</li> <li>災害用簡易組立トイレ（要配慮者対応）を設置します。</li> <li>◎防災倉庫へ聴覚障がい者支援セットを設置します。</li> </ul>
	キ 要配慮者のための避難所の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉避難所について周知します。</li> </ul>
	ク 防災会議への委員の登用	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災会議に福祉分野から委員を登用します。</li> </ul>
② 防犯対策の充実	ア 防犯知識の普及と啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯講話を開催します。</li> <li>消費生活相談を実施します。</li> </ul>
③ 見守り活動の充実	ア 見守り活動の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域見守り連絡会議を開催します。</li> <li>地域見守り活動に関する協定を水道、ガス、郵便局、銀行、新聞店などの民間事業所等と締結します。</li> </ul>

## 9 差別の解消及び権利擁護の推進

### 現状と課題

2016（平成28）年に障害者差別解消法が施行され、障がいのある人に対する差別のない社会が求められています。一方、2016（平成28）年7月に神奈川県相模原市の障がい者支援施設で発生した殺傷事件は、障がいのある人や関係者だけでなく、日頃障がいのある人と関わる機会が少ない人にも大きな衝撃を与えました。

アンケート調査の結果では、普段の生活で不適切な対応をされたり、いやな思いをした経験については、「よくある」と「ときどきある」の合計の割合が知的障がいのある人、精神障がいのある人でいずれも約4割、障がいのある子どもで約5割と、多くの人にみられます【102 頁参照】。また、障がいのない人でも、障がいを理由とする差別や偏見があると思うかについて「あると思う」と「少しはあると思う」の合計が9割を超えています【103 頁参照】。そのため、見た目に分かりにくい障がい等、多様な障がいについて今後一層理解を促進することが求められています。

障がいのある人の権利擁護や虐待防止について、2012（平成24）年に施行した障害者虐待防止法を「知らない、聞いたことがない」が約5割となっており、3年前とほとんど変わっていません【104 頁参照】。また、障がいのない人で障害者虐待防止法の通報義務を知っている人についても約2割にとどまっているため【105 頁参照】、同じく認知度が低い成年後見制度【106 頁参照】や日常生活自立支援事業【107 頁参照】と合わせ、より周知・啓発することが求められています。

### 基本的方向

障がいのある人への差別・偏見がなくなり、障がいのある人が地域で暮らすことができるよう、教育や交流を通じて障がいに対する市民の正しい知識の普及や定着を図ります。

また、意思決定支援など権利擁護のための制度の普及や障がい者虐待を防止する取り組みを進めます。

- ① 障がいを理由とする差別の解消の推進
- ③ 障がい福祉教育の充実

- ② 権利擁護の推進
- ④ 地域福祉の推進

## 成果目標

	項目	2016（H28）年度 実績値	2020年度 目標値
1	障がいのある人に対する差別があると感じている人の割合	94.8%	75%
2	障害者差別解消法を知っている人の割合	10.3%	30%
3	障がい者虐待防止ホットラインを知っている人の割合	6.3%	30%
4	成年後見制度を知っている人の割合	29.2%	40%
5	日常生活自立支援事業を知っている人の割合	12.1%	40%

## 具体的施策

◎は新規の取り組みです

基本的方向	施策	取り組み
① 障がいを理由とする差別の解消の推進 重点	ア 障がい者の権利と差別解消に関する啓発等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発チラシにより周知します。</li> <li>・講演会を開催します。</li> <li>・障がい者週間や市のイベント等で周知します。</li> </ul>
② 権利擁護の推進 重点	ア 障がい者虐待防止に関する関係機関との連携強化や相談体制の整備、啓発等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者虐待防止センターを周知します。</li> <li>・高齢者・障がい者虐待防止連絡会議を開催します。</li> <li>・虐待対応時の一時保護に関する協定を施設と締結します。</li> <li>・啓発チラシにより周知します。</li> <li>・講演会を開催します。</li> <li>・障がい者週間や市のイベント等で障がい者虐待防止ホットラインについて周知します。</li> <li>・子ども・若者総合支援地域協議会要保護児童対策部会実務者会議を開催します。</li> </ul>
	イ 意思決定支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定支援ガイドラインに基づき、意思決定支援の理解や普及を促進します。</li> </ul>
	ウ 成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民後見人育成研修を開催します。</li> <li>・成年後見制度利用支援事業の利用を促進します。</li> </ul>
	エ 日常生活自立支援事業の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用を促進します。</li> </ul>

基本的方向	施策	取り組み
③ 障がい福祉教育の充実  <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">重点</div>	ア 障がい福祉教育の推進  イ 交流学习等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校が実施する福祉体験学習に社会福祉協議会が機材の貸出や講師を派遣することを通して支援します。</li> <li>• 通常学級と特別支援学級、特別支援学級間の交流及び共同学習を開催します。</li> <li>• 小中学校と特別支援学校の交流を行います。</li> <li>• けやきの子運動会、けやきの子作品展を開催します。</li> <li>• 障がいのある子どもと地域の子どもや地域の住民との相互交流を、居住地校交流等を通して行います。</li> </ul>
④ 地域福祉の推進  <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">重点</div>	ア 障がい理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障がい者作品展を開催します。</li> <li>• 障がい者週間啓発事業を実施します。</li> <li>◎保健・医療・福祉関係者による地域包括ケアシステムの協議の場を設置します。</li> <li>◎障がいのある人、高齢者、成年後見など各分野の相談業務を行うセンターを総合福祉センターに集約し、包括的な相談支援体制を構築します。</li> </ul>

## 10 行政サービス等における配慮

### 現状と課題

2016（平成28）年に施行した障害者差別解消法により、行政機関においては「差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の不提供の禁止」が義務づけられました。本市では、職員対応要領を策定し、障がいのある人への適切な対応に努めています。

選挙における投票等、障がいのある人が自らの権利を円滑に行使できるよう、職員一人ひとりの対応や環境整備、行政サービスの分かりやすい案内など、多様な場面での合理的配慮が求められています。職員は、障がいに対する知識を習得するだけでなく、交流等を通じて配慮のある接し方等も身につける必要があります。

### 基本的方向

障がいのある人が行政サービスの利用等において適切な配慮を受けられるよう、各行政機関において職員対応要領を踏まえた対応を行います。そのために、障がいに対する理解を促す研修等を実施します。

また、選挙の投票等における障がいのある人に配慮した環境づくり、情報提供、意思疎通支援に取り組みます。

- ① 市役所等における配慮及び障がい者理解の促進      ② 選挙における配慮

### 成果目標

	項目	2016（H28）年度 実績値	2020年度 目標値
1	全市職員のうち障がいの理解に関する研修※を受講した職員の割合	6.5%	20%

※障がいの理解に関する研修は、2015（平成27）年度以降の新規採用職員研修を対象とします。

## 具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 市役所等における配慮及び障がい者理解の促進	ア 職員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人に関する理解を深めるための職員研修を実施します。</li> </ul>
	イ 窓口等における配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>手話通訳者を設置します。</li> </ul>
	ウ アクセシビリティに配慮した情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>市政情報サービス（ホームページなど）を行います。</li> <li>声の広報かすがいを作成します。</li> <li>声のかすがい市議会だよりを作成します。</li> <li>音声コードの活用を促進します。</li> </ul>
② 選挙における配慮	ア 投票所における投票環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>スロープを設置します。</li> <li>点字器を設置します。</li> <li>代理投票の適切な実施等に取り組みます。</li> </ul>
	イ 不在者投票の適切な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定病院等における不在者投票の適切な実施を促進します。</li> <li>郵便等による不在者投票の適切な実施を促進します。</li> </ul>